

自治基本条例策定に向けて

NO. 1

条文の検討を進めています

町では、町民協働のまちづくりを進めていくための基本的なルールを定める「自治基本条例(仮称)」の制定を目指し、昨年8月から自治基本条例策定検討委員会(川江和男委員長他9名)を組織し素案策定作業を進めています。今後は素案に対して、町民の様々な意見等を反映しながら本年12月制定、平成22年4月施行に向け進めています。

自治基本条例とは

自治基本条例とは、まちづくり(自治体運営)の理念や原則とそのため、自治体の最高規範とされている。自治体の最高規範とされている。自治体の最高規範とされている。自治体の最高規範とされている。

学校や社会には規則があり、社会には道徳や法律があるように、それぞれの社会を円滑に発展させるためには、お互いが守るべきルールがあります。自治基本条例は、このように和寒町を単位として、まちづくりの仕組みなどを定める自治の基本ルールと考えられます。

自治基本条例の必要性

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方自治体は対等協力の関係となり、本格的な地方分権

時代を迎えました。国から地方自治体に権限などの移譲が進められたことで地域の課題は地域で解決していく自己決定・自己責任によるまちづくりが求められてきています。自治体の環境が変化する中、町政に町民の参画を図りながら、町民との協働によるまちづくりが重要となつてきています。

町民参加のまちづくり

自治基本条例は、町民のまちづくりへの参画の権利などを決めるとともに、町民・議会・行政の役割を明らかにして、町民を主体とした町政運営を進めるためのものです。この条例で町民生活が急激に変わるものではないですが、制度や仕組みを明確にすることで、より透明な町政運営と町民参加のまちづくりを目指すものです。

これまでの議論

策定検討委員会では、次の項目について議論してきました。

○前文・総則

(目的、定義、基本理念)

○基本原則

(情報の共有、町民参画、協働)

○町民の権利と役割

(町民の参画する権利、町民の知る権利、町民の役割)

○町民参画の推進

(町民参画の推進、自治会活動等の推進、町民投票)

○町の役割と責務

(町長の責務、職員の責務)

○町政の推進

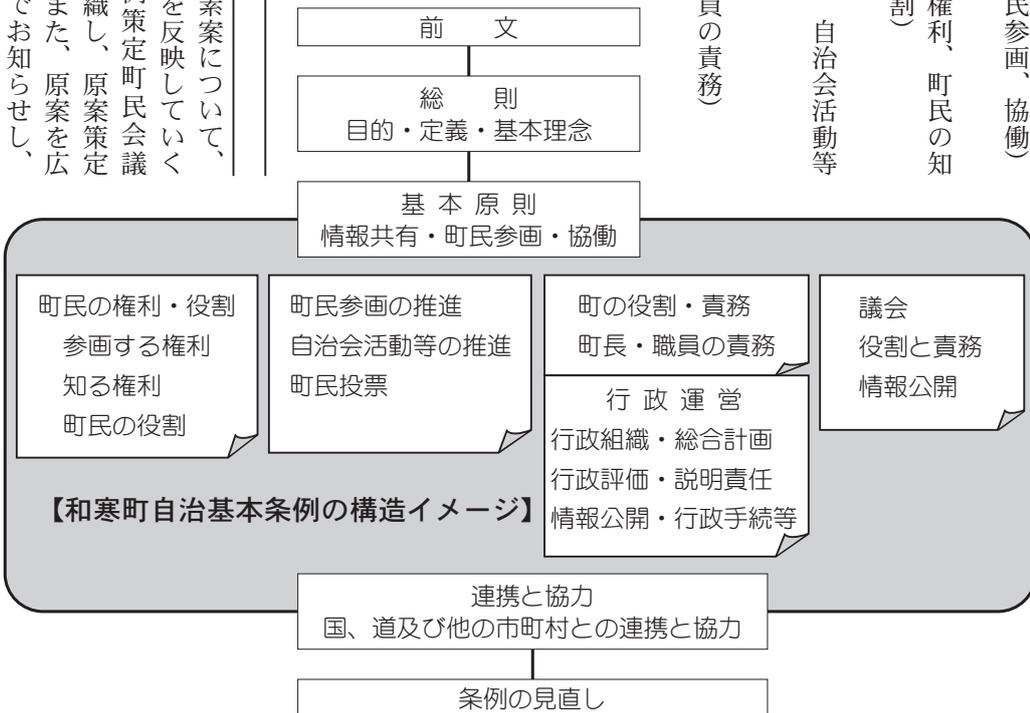
今後は、行政運営、議会、他自治体等の連携、条例の見直し項目を議論していきます。

今後の予定

策定検討委員会の素案について、町民の様々な意見等を反映していくため「自治基本条例策定町民会議(委員10名)」を組織し、原案策定を進めていきます。また、原案を広報誌やホームページでお知らせし、

町民の皆さんからの意見を募集していきます。

来月号では、自治基本条例(仮称)の概要をお知らせします。



【和寒町自治基本条例の構造イメージ】